

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 規則
○福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則
○福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

六

規則

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則及び福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七十二号

福島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）

第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関する必要な事項を定めるものとする。

（漁獲量等の報告の方法）

第二条 法第二十六条第一項及び第三十条第一項の規定による報告は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては別記様式第一号の書面により、漁獲割当管理区分以

外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては別記様式第二号の書面により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記様式第三号の書面により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項の一般信書便事業者若しくは同条第九項の特定信書便事業者による同条第二項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

（代理人による報告）

第三条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人を用いて当該報告をする場合には、あらかじめ、別記様式第四号によるその権限を証する書面を知事に提出しなければならぬ。

附則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記様式第1号 (第2条関係)

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分)
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名)
及び主たる事務所の所在地

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号)第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)
陸揚げした日/漁獲量(kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、福島県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする(漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。)
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあつては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあつては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。

別記様式第2号（第2条関係）

漁獲量等報告書(漁獲割当管理区分以外の管理区分(漁獲努力量管理区分を除く。))
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所

〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

1 漁獲量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、
漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量(kg)	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、福島県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可(法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす(移送用の仮いけすを含む。)に入れた日を記入することとする。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ(小型魚)」と「くろまぐろ(大型魚)」は異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入することとする。

別記様式第3号 (第2条関係)

漁獲努力量等報告書 (漁獲努力量管理区分)
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

氏名
住所〔法人にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

1 漁獲努力量等の報告

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、漁獲努力量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称 漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲努力量	漁獲量(kg)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、福島県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

- 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可(法第57条第1項の許可をいう。)に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては許可番号、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあっては免許番号を、それぞれ記入する。海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合には、当該承認番号を記載する。許可番号(承認番号を含む。)又は免許番号のいずれも持たない場合には、省略する。
- 「船舶の名称及び漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。
- 「漁獲努力量」の欄について、特定水産資源を採捕するために行われる漁ろうの作業の量(当該特定水産資源ごとに都道府県資源管理方針において示された、操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ又は漁具の使用回数)を記載する。

別記様式第4号（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

福島県知事

(委任者)

氏名

住所

〔 法人にあっては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします(翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。)。委任期間(延長された委任期間を含む。)中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項(☑を入れる。)

 法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告) 法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分以外の管理区分における漁獲量等の報告)

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、福島県の機関その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を削ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

 法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告(知事許可漁業における資源管理の状況等の報告) 法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁業権漁業における資源管理の状況等の報告)

福島県規則第七十三号

福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(水産課)

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に必要事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が前項の告示に係る場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をしたときは、前項の告示に係る者は、当該該当しなくなつたと認める旨の告示をした日から前項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

2 福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則（平成三十年福島県規則第七十五号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の福島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止命令に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

(水産課)